

住民税非課税世帯等に対する受験料等補助金交付要綱

(総則)

第1条 進学段階で貧困の連鎖を防止するため、経済的問題を抱える生活困窮世帯等の子どもに対し、受験料や模試費用の補助を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に在住している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている者は除く。

(1) アに該当し、かつイからエまでのいずれかに該当する者

ア 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち、横須賀市が実施する学習支援の登録を受けている20歳未満の子どもその他これと同等と市長が認める者（以下「子ども」という。）を現に扶養している者

イ ひとり親家庭の親又は養育者家庭の生計を主として維持する養育者（父母以外の当該子どもを監護する者をいう。）であって、申請する月の属する年度（4月から5月までに申請する場合にあっては、前年度）分の当該者が属する世帯の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、所得の算定に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）

ウ イに規定している者以外の者で子どもが属する世帯の世帯主であって、申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯の世帯主（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（本市が保護する者に限る。）

(2) 子どもを現に扶養している者がいない場合にあつては、当該子ども
(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

(1) 子どもが大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4
年時に編入する場合に限る。)(以下「大学等」という。)を受験する際
の受験料とし支払った額とし、子ども1人当たり53,000円を限度とする。

(2) 進学のための受験に向けた模擬試験の受験料の補助金の額については、
次のとおりとする。

ア 子どもが大学等を受験する日の属する年度に受ける模擬試験の受験料
として支払った額とし、子ども1人当たり8,000円を限度とする。

イ 中学校3年生である子どもが進学のための受験に向けた模擬試験の受
験料として支払った額として、子ども1人当たり6,000円を限度とする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に住民税非課税世帯等に対
する受験料等補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補
助金の交付を決定したときは、住民税非課税世帯等に対する受験料等の補助
金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書(第4号様式)は、補助を受けた当
該年度末までに市長に提出しなければならない。

2 規則第10条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の実績内訳書

(2) 補助対象経費の実績が確認できる書類(受験料の領収書等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(請求)

第7条 規則第11条第2項に規定する請求書(第5号様式)は、補助を受けた
当該年度末までに市長に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるもの
とする。

(1) 補助対象経費の内訳書

(2) 補助対象経費が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

住民税非課税世帯等に対する受験料等補助金交付申請書

年 月 日	
(あて先) 横 須 賀 市 長	
(申請者) 住 所	
保護者等氏名	
受験する 子どもの氏名	
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称	
交 付 申 請 額	円
補 助 の 区 分 (いずれかを○で囲む)	1 大学等進学における受験料 <u>(上限 53,000 円)</u> 2 大学等進学における模擬試験料 <u>(上限 8,000 円)</u> 3 高校進学における模擬試験料 <u>(上限 6,000 円)</u>
受験する子どもの学年	1 高校3年生 2 高校既卒生 3 中学3年生
申請日時点の年齢及び 生 年 月 日 (高 校 既 卒 生 の み 記 載)	
そ の 他	

住民税非課税世帯等に対する受験料等補助金交付決定通知書

第 号 年 月 日	
(申請者) 住 所 保護者等氏名 様 本人氏名 様 <p style="text-align: center;">横須賀市長 印</p> 年 月 日付で申請のあった住民税非課税世帯等に対する受験料等補助金については、次のとおり決定しましたので、補助金等交付規則第5条の規定により通知します。	
補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助の区分 (いずれかを○で囲む)	1 大学等進学における受験料 2 大学等進学における模擬試験料 3 高校進学における模擬試験料
交 付 金 額	、 円
交 付 条 件	

第4号様式（第10条関係）

住民税非課税世帯等に対する受験料等補助金実績報告書

年 月 日	
(申請者) 住 所	
保護者等氏名 様	
受験する 子どもの氏名 様	
補助事業等の名称	住民税非課税世帯等に対する受験料等補助事業
交付決定額	
補助事業等 完了年月日	、 年 月 日
精算にかかる 収支明細	
添付資料	
(事務処理欄)	

第5号様式（第11条第2項）

請 求 書

金 円

ただし、

- 1 大学等進学における受験料 （上限 53,000 円）
- 2 大学等進学における模擬試験料 （上限 8,000 円） として
- 3 高校進学における模擬試験料 （上限 6,000 円）

※該当区分に○をつけてください。

年 月 日

住所 横須賀市

名前

（あて先）横須賀市長 宛

振込先口座については、別添通帳の（写）のとおりです。